



令和2年度 介護保険料決定通知書を 65歳以上の方に7月下旬にお届けします。



- ◆介護保険料は市町村民税や世帯の状況等によって該当する所得段階により決定されています。(詳細は5ページをご参照ください。)

介護保険料を年金天引きで納めている人は、今回決定した年間保険料額から4・6・8月に天引き(仮徴収)した保険料を差し引いた金額を、10・12・来年2月に年金天引き(本徴収)で納めます。また、納付書、口座振替等で納めている人は、8月から来年3月まで納めます。

なお、65歳になった人、広域連合外の市町村から転入した人などの場合は、年金天引きの開始が半年～1年後となりますので、それまでは納付書や口座振替等で納付してください。

*介護保険料は、コンビニ(下記参照)でも納めることができます。

※災害や失業などやむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、申請により保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。(新型コロナウイルス感染症の影響も含む。)

特別な事情がなく保険料を滞納すると、介護サービス利用時の自己負担割合が増える場合があります。

皆様から納付された保険料で運営される介護保険制度についてご理解とご協力をお願いします。



●問合せ

保健課 介護・高齢者支援係 ☎75-4960
福岡県介護保険広域連合 ☎092-981-9071
(総務課収納管理係)



介護保険料は、コンビニでも納めることができます

◆取り扱いコンビニエンスストア

※納付書の裏面に記載をしているコンビニで利用できます。(うきは市内の主なコンビニは下記参照)

		<div style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> セブン-イレブン ローソン ミニストップ ファミリーマート </div>
--	--	--

◆注意！ 次のような場合は、利用できません。

- ・納付期限を過ぎたもの
- ・コンビニエンスストア用のバーコードが消されているもの、あるいは汚れたり破れたりして読み取れないもの
- ・金額を手書きで訂正したもの

◆納付書の綴じ方について

- ・コンビニエンスストアで対応してもらうために、通知書と納付書は綴じることができません。バラバラになりますので紛失しないようご注意ください。

- ◆ご不明な点があれば、福岡県介護保険広域連合総務課収納管理係 ☎092-981-9071までお問合せください。